

「熊本市」「大津町」「益城町」及び「山都町」が実施している「医療費助成事業」の新規受託について（お知らせ）

■実施機関番号

熊本市	重度心身障がい者 （全額助成）	85.43.001.5	益城町	重度心身障がい者	85.43.098.1
	重度心身障がい者 （3分の2助成）	86.43.001.4	山都町	子ども	80.43.201.6
大津町	重度心身障害者	85.43.079.1			

■新規で受託する医療費助成事業の概要

	区分	法別	対象者	自己負担	
				入院	入院外
熊本市	重度心身障がい者 （全額助成）	85	・3歳以上 ・身体障害者手帳1級の交付を受けている者 ・療育手帳A1の交付を受けている者 ・精神保健福祉手帳1級（連続入院15年以上）の交付を受けている者 ※20歳未満の障がい児は障がいの程度を問わず全額助成の対象	なし	
	重度心身障がい者 （3分の2助成）	86	・3歳以上 ・身体障害者手帳2級の交付を受けている者 ・療育手帳A2の交付を受けている者 ・精神保健福祉手帳1級（連続入院15年未満）の交付を受けている者	保険診療における 医療費の一部負担金の3分の1	
大津町	重度心身障害者	85	・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者 ただし、70歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする	1医療機関毎に 月2,000円を 上限	1医療機関・薬局 及び訪問看護 ステーション毎に 月1,000円を 上限
益城町	重度心身障がい者	85	・満1歳以上 ・身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者 ただし、70歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする	1医療機関毎に 月2,000円を 上限	1医療機関・薬局 及び訪問看護 ステーション毎に 月1,000円を 上限
山都町	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上 の場合は対象外（償還払い）とする	なし	

■受託年月：令和6年8月診療分

■対象医療機関等：県内の医療機関等

■その他

- 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容（対象年齢、自己負担等）が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- 医療費助成事業の新規受託に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう必要に応じて変更等をお願いいたします。